

## 平成 25 年度 第 2 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 26 年 2 月 18 日 (火) 午前 10 時 00 分から  
午前 11 時 51 分まで

2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室

### 3 出席者

委 員 西村孝一委員長、轟朝幸委員、鈴木シズエ委員 (全員出席)

事務局 内山利之総務部長、梅田義郎契約管財課長ほか契約管財課職員 4 名

### 4 概 要

#### (1) 開 会

#### (2) 庶務報告

##### ア 傍聴人について

事務局より傍聴人はなかった旨報告

##### イ 平成 25 年度第 1 回委員会議事録の公表について

事務局より平成 25 年度第 1 回委員会議事録を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。また、前回の委員会において、委員より質問のあった事案について、主管課に確認した内容を合わせて報告した。

#### (3) 議 事

##### ア 平成 25 年度 入札契約等執行状況 (平成 25 年度下半期) について

事務局より平成 25 年 9 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

##### イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間の 8 件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

##### ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より措置を受けた事業者はいなかった旨報告を行った。

##### エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より低入札価格調査制度に該当する案件はなかった旨報告を行った。

##### オ 抽出審議について

平成 25 年 9 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である鈴木委員が抽出した、制限付一般競争入札 3 件、公募型指名競争入札 2 件、指名競争入札 2 件、特命随意契約 2 件の合計 9 件について事務局より入札経過等の説明を行った。

**【工事案件の主な質疑等（一括説明・審議）】**

**[工事 NO. 1090 水元中央公園改良（その1）工事]**

**（施工能力審査型総合評価一般競争入札）**

**[工事 NO. 1170 水元四丁目掘削道路復旧工事]**

**（公募型指名競争入札）**

**[工事 NO. 1248 葛飾区立中青戸小学校屋内運動場地熱利用空調設備工事]**

**（制限付一般競争入札）**

C委員 NO. 1170 は、一社以外は予定価格と横並びの金額で応札している。特に予定価格と同額で応札している者は、やる気が伺えないが、辞退すると何かペナルティーがあるのか。

事務局 一般的な理由であれば、ペナルティーを科すことはない。区としては、各社独自で積算した結果であると考えている。あくまでも想像だが、公募型の指名競争入札であるため、やる気があって手を挙げはしたが、実際に積算したところ、予定価格以上となったり、利益があまり見込めないという場合に、辞退すると次の指名に支障があるのではとか、指名された以上は期待に応えなければとの心理が働くことがあるかもしれない。

A委員 予定価格を公表していることで起こる現象なのかもしれない。NO. 1090 のように、みなさん辞退しているものは、入札の機能としてはすっきりしている。競争が働いたかはともかく、落札率としても妥当なところかと思われる。しかし、NO. 1170 と NO. 1248 については、同じような金額出てくるものなのだろうか。

事務局 NO. 1248 については、空調工事であるため、機械類が多く、メーカーから仕入れる価格が似通ったこともあるかと思う。

B委員 それと比較すると、NO. 1090 は、ばらつきがあり、辞退もあれば予定価格との差もある。施工能力審査型なので、解らないということもあるのだろうか。

C委員 入札価格が割と低いのに、辞退者が多いのも不思議だ。

事務局 辞退者については、1社が予定価格超過で、2社が技術者不足との理由であった。施工能力審査型の中に技術者の評価項目があり、予め技術者の実績と資格を届けることとなっており、実際に工事にあたる場合は、その方を現場代理人に専任することという制約がある。技術者不足の2社は、届けていた技術者が他の工事案件に従事することとなり、止むなく辞退とのことであった。

B委員 この施工能力審査型の評価は、客観的な資格等の項目で、点数が付くようになっているのか。

事務局 評価の内容としては、まず、成績評価点というものがあり、これまでの工

事実績に基づく成績点、それから技術者の資格点で何級の技術者なのか、また、技術者がどういう工事に関わったかという実績点がある。それから地域貢献度という評価点があり、環境 ISO の取得、次世代育成支援事業実施の有無、災害協定の有無、地域ボランティア実施の有無など評価している。このように、価格だけではなく総合的な評価を行っている。

A 委員 予定価格の公表は、以前から行っていたのか。

事務局 以前は、入札が終わった後に公表する事後公表を行っていたが、ご存知のとおり、平成 16・17 年頃に、官製談合が全国で吹き荒れたこともあり、国も事前公表に切り換えたことを受け、各自治体も右に倣えをしたと記憶している。また、電子入札を行うにあたっては、再度入札を何回も繰り返すことはできないため、予め公表したものである。

最近では、国は再度事後公表にしようとの動きもあり、理由としては、落札価格が高止まりする可能性や不適格な業者が積算しないで、予定価格に一定の割合を乗じて入札をし、後々履行困難な状況に陥ったなどの事例報告を受け、呼び掛けを行っているようである。

葛飾区では、東京都や近隣自治体の動向を見定めるとともに、入札金額が高止まりにならないような工夫を行い、最低制限価格計算式の変更、施工能力審査型の導入、また、大きな金額の工事においては、積算内訳書の提出を求めるなど対策を講じてきたものである。

A 委員 一長一短なところもあり、個々の経験を踏まえながら、改善策を講じていくしかないだろう。

C 委員 理想的な入札の落札率とはどの位なのか。50%だとあまりにも低すぎるし、90から80の間がいいのか。70までは許容範囲であるとか。どの辺りを目指せば一番いいのか。

事務局 なかなか率で表すのは難しいと思われる。強いて言えば、工事では、国交省の方で、単価が決まっていて、それを参考に都道府県も区市町村も実施しているので、いわゆる予定価格が一番良い金額なのであろうと考える。また、下限の目安とするなら、最低制限価格や低入札調査価格で、現在70%以上で定めている。実際には、直接工事費や一般管理費であるとか、それぞれの費目に必要な経費があり、それに一定の比率を乗じた額を合計しているので、案件ごとに異なっている。一方で、設計委託などの業種では、最低制限価格を設けておらず、実際に落札率50%を切る案件もある。これは、企業戦略であるとか、現場に出向いて行う工事や業務委託とは異なり、他の仕事と同時に行うことができるとかの違いであるとのことであった。

A 委員 予定価格をどのように設定するのが理想的なのかという問題もある気がするが、基本的には自由競争が原則であり、そうでなければ、入札制度の根幹を否定することとなる。極端に低い金額でなければ、責任をもって適正な施

工がなされるのであれば良しとするのが一般論であろう。しかし、工事によっては、経済状況等の変動などにより、仕入れコストや原材料費で縛られ、企業努力だけではどうにもならないこともあるだろう。そうなると、適正な施工にも影響があるため、一般論で簡単には片付けられない印象を受ける。貴重な財源を使つての工事であるので、今後とも検討していただきたい。

**【設計委託、委託案件の主な質疑等（一括説明・質疑）】**

**〔設委 NO. 1025 橋梁定期点検委託〕**

**（公募型指名競争入札）**

**〔委託 NO. 1084 葛飾区議会議員選挙及び葛飾区長選挙に係る**

**公営ポスター掲示場設置等委託〕**

**（指名競争入札）**

**〔委託 NO. 1138 統合型行政システム機器更改等委託〕**

**（特命随意契約）**

B 委員 NO. 1025 の設計委託は、辞退理由に技術者不足とあったが、橋梁に限らず今後同様な業務の需要が増えてきた時に、技術者不足では、競争も働かず、技術者の質も選べなくなり、大変な問題となる。調査をするなどして、状況を把握しておく必要があると思われる。

A 委員 この技術者とは、どのような技術や資格なのか。

事務局 主任技術者と作業を行う点検者のうち、いずれか1名が国や自治体で、主塔高20m以上の橋梁点検業務の経験を有していることを条件としており、その資格としては、総合技術管理部門（鋼構造及びコンクリート）の技術士、建設部門（鋼構造及びコンクリート）の技術士、コンクリート診断士、コンクリート構造診断士、RCCM（鋼構造及びコンクリート）、土木学会認定上級技術者（メンテナンス）、橋梁点検技術研修会の修了者のうちいずれか1つを有しているものとなっている。

B 委員 決して高いハードルではないと思われる。それで、これだけ技術者不足というのは、ちょっと気になるところである。他の区でも、全国でも現在橋梁点検を行っているので、その影響もあるかもしれない。

A 委員 具体的に、どの技術者が不足しているとかの記載はあるのか。

事務局 具体的な記載はないので、不明である。恐らく、轟委員が言うとおりの仕事が多くて確保できないのか、あるいは技術者が育っていないのかなどが考えられる。

C 委員 実際、建設業界でも若手がいないと聞いている。50代以上の技術者はいるが中堅がいらないらしい。また、ここに来て、やっと仕事が多くなったが、建設業界も不況が長かったため、廃業したものも多い。

事務局 若手も建設業界は敬遠しがちで、技術の伝承がうまく行かないということ

もあるのかもしれない。

B委員 10・15年前は、なかなか建設業界も採用してくれなかったので、学生も受けない傾向にあった。最近では、景気回復や震災の影響で仕事が増えてきているので、建設業界を受けるようになったようだ。まさしく、30～40歳代が抜けてしまっている。入札に参加している事業者は、いずれも大手の企業であり、これらの企業が技術者不足ということは、かなり深刻な問題である。

A委員 インフラ施設が老朽化の時期を迎えていること、震災の影響から需要が増えていることなどの事情もうかがえるが、今後課題として検討していく必要があると思われる。

C委員 委託 NO. 1084 の選挙のポスター掲示場設置等委託については、辞退もなく、全社ちゃんと積算して、入札しているように思われる。

A委員 委託 NO. 1138 の統合型行政システム機器更改等委託は、契約の前にプロジェクトチーム等で決定して進めているのか。

事務局 副区長をトップとしたICT計画推進委員会という組織があり、システムの導入や改修にあたっては、全て委員会に諮り決定を受けるのがルールとなっている。本件については、パソコン等の機器更改に伴い、既存の統合型行政システムのパッケージソフトを継続利用することとしたため、それに基づいたプログラムの改修やデータ移行作業を行うものである。このパッケージソフトは、開発事業者が著作権を有することから、当該事業者と特命随意契約を締結するものである。

B委員 パッケージソフトであっても、契約して構築したものであれば、著作権は区にあってもいいと思うが。

C委員 システムは、一度導入すると、変えにくいということはないのか。

事務局 過去に著作権を取得して、プログラム改修をさせようと試みたケースもあったようだが、なかなかうまく行かなかったと聞いている。なお、ICT計画推進委員会では、プログラムソフトについては10年まで、機器については5年までとしており、10年経過した時点であらためて競争ということになる。

A委員 統合型行政システムとは、どのような業務を行うものなのか。

事務局 職員の出勤簿管理や超勤・休暇などを申請する職員ポータルシステム、予算編成から契約、支出までを行う財務会計システム、文書の起案から決裁までを行う文書管理システムなどの複数のシステムを統合したものとなっている。このように、職員は全てパソコン上で事務を行い、作成された書類は記録されるとともに、最終的には情報公開に活用されている。

A委員 業務の内容が専門的であるため、価格が妥当なのか判断つきにくい。

事務局 区の先端部門であり、職員も熟練した者が担当している。技術的に足りない部分については、支援業者に委託しており、システム改修の手法、金額のチェックを行うような仕組みとなっている。

A委員 ICT計画推進委員会とは、常設の機関なのか。年に何回か計画的にチェックを行うものなのか。また、ソフトウェアの長期的な開発計画というものがあるのか。

事務局 常設の機関であり、定期的に開催している。予算要求前に開催し、新規導入、改修あるいは入替えを検討し、金額の妥当性も判断している。判断にあたっては、支援業者と技術士の二重チェックを受けている。各システムの開発については、中・長期的に開発計画が策定されており、ICT計画推進委員会において策定されたものである。本件も、その計画に基づき行われるものである。なお、これまで、各システムのサーバーは本庁舎の中に配置されていたが、災害に強いシステムの構築のため、遠隔地にデータセンターを借上げ、段階的にサーバーを移行する計画となっている。本件もその一環で、機器を更改するにあたり、パッケージを継続使用すると決定したものである。

A委員 見直し検討委員会が始まった当初、システムの導入に関して問題や課題があったと記憶している。問題や課題を繰り返さないために、良い方向に改善していく流れや体制がしっかり出来ていることが重要なのだと思う。今後、ICT計画推進委員会の審議状況や課題、改善点などについて、何らかの機会にご報告いただけるとありがたい。

**【物品、長期継続契約（委託）、特命随意契約案件の主な質疑等（一括説明・質疑）】**

**[物品 NO. 1307 住民基本台帳カードの購入] (制限付一般競争入札)**

**[長委 NO. 915 地区センター及び集い交流館 床面及び窓ガラス等清掃] (指名競争入札)**

**[特命 NO. 28380 葛飾区地域防災計画改定等業務支援委託] (特命随意契約)**

C委員 NO. 1307 の住民基本台帳カードの購入は、一社のみ応募とのことだが、住民基本台帳カードを取り扱っている事業者は少ないのか。

事務局 住民基本台帳カードは、全国で使用しているものなので、かなり多くのベンダーが取り扱っていると思われる。また、今回の仕様書にあるカードについては、一番最初にカードを選定するときに、一番葛飾区に適したカードとして選定されたものと聞いている。なお、カード自体の仕様については、あまり公開されていないので不明だが、インターネット等で調べると、このカードが一番多くの自治体で採用されているようだ。

A委員 カードは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）製となっているが、ここが製造していて、OEM提携して他のメーカーでも製造しているものがあるということか。

- 事務局 そのとおりです。規格サイズや印刷内容等は、決められているが、ICチップの中身がいろいろあるようである。このICチップの読み込み、書き込みが、リーダー、ライターとの互換性があり、区のリーダー、ライターのみならず、区民が持っているリーダー、ライターとも互換がないといけならしい。したがって、なかなかカードを変えることは、難しい面がある。
- ちなみに、マイナンバー制度が何年後かに導入されると、全国统一規格のものが、国から来るのではと想定されるので、現カードを使用するのもその間だけとなる見込みである。
- A委員 次に、NO. 915 の建物清掃の件は、落札率が高く全社横並びの金額となっている。
- C委員 2社以外は、予定価格とほとんど変わらない。
- 事務局 毎回同じ説明の繰り返しになってしまうが、建物清掃等の業務委託に関しては、前年度実績額が、翌年度の予算額とされる傾向があり、徐々に金額が抑えられてきている。古い建物では、予定価格においても、もうこれ以上金額を下げるところがない金額となっている。また、建物清掃等では、これ以上となると人件費を削減することとなり、金額を落とすことは難しいのではないか。
- A委員 この案件以外でも同種の業務については、同様な状況にあるのかもしれない。
- 事務局 新しい施設が建つと、初年度は非常に競争性が高まるのだが、翌年度以降は、その額が予算額となり、その繰り返しで、徐々に下がっているようだ。
- C委員 金額を下げる事が出来ないなら、サービスの質をどう上げるかという議論も必要か。成績評価や顧客満足度といった考え方も出てくる。
- 事務局 清掃業務での質を、数値化して評価するのは、なかなか難しい。人によって評価が異なる。
- A委員 業務の性質上、全体的にこのような傾向にあるというのは、止むを得ない面もあるが、施設の管理者が業務の中身や質をチェックし、業務改善を要望しつつ、質の向上を検討していく必要もあるのだろう。
- 事務局 次に、NO. 28380 の地域防災計画改定業務支援委託の特命随意契約については、プロポーザル方式による業者選定ということであったが、何社位の応募があったのか。
- 事務局 当初応募があったのは6社で、その後書類選考により5社に絞られ、二次選考としてプレゼンテーションを実施し、総合評価点で本事業者が最優秀提案者と決定したものである。
- A委員 この業務の成果物としては、どのようなものがあるのか。
- 事務局 添付の仕様書の項目6に成果物が定められており、地域防災計画書、計画書概要版及び資料編、災対本部マニュアル、災害時要援護者支援計画など。

また、それぞれの電子データのほか会議資料や会議録などが成果物とされている。

A委員 業務の内容というのは、主管課と協議して決めていくものなのか。  
事務局 基本的には、区の担当課で計画やマニュアルを作成することとなるが、作るにあたっての支援業務、例えば会議の運営・資料作り、アドバイザーとの調整などが主な業務となっている。

C委員 この事業者は、このような業務を専門にやっている事業者なのか。  
事務局 コンサルティング業務を主に行っている事業者である。

C委員 防災に詳しいという訳ではないのか。  
事務局 プロポーザルの応募に際し、業務経験があることを条件としており、同様の業務実績がある事業者であることを確認している。

A委員 価格に関しては、区の発注価格で決まっているものなのか。  
事務局 プロポーザルの場合は、価格の上限額を提示し応募している。その上限価格内で、一番良い提案をしたところが、最優秀提案者となる。本事業者は、提案に対する見積額においても最小金額を提示しており、提案内容にあつては、最高得点を獲得している。

B委員 提案書の内容はどのようなものか。  
事務局 提案書は自由形式で提案させており、それぞれの計画書、マニュアル、支援計画について、どういう方法で策定するのかを提案させている。それに対して、評価をすることとなるが、書類審査の一次審査では、業務責任者や担当者の執行体制・業務経験・知識・能力と法人の業務経験・知識・能力を有しているかを評価している。それから、プレゼンテーションの二次審査では、評価項目に、業務の理解度があり、業務目的や内容について十分理解し、現状分析や課題等の整理手法が適切かどうか。また、提案内容の的確性では、作業スケジュールが適切か、区の意向に沿った提案となっているか、提案内容の具体的、実現性、独創性はどうか、また各計画間の整合性がとれているか、各業務における実効性を高める提案となっているか、区民の視点で実用的かつ分かりやすい防災ガイドとなっているかなどを評価しているものである。

B委員 なかなかプロポーザルの提案内容やどのように評価しているのかのイメージは湧かないが、提案内容にバラつきや差が生じるような仕組みとなっているものなのだろう。

事務局 評価基準の設定については、各主管課で工夫している。

A委員 事業者から技術者が派遣され、区に常駐して業務にあたっているものなのか。

事務局 常駐しているわけではなく、会議など必要に応じて出席するものである。

A委員 契約金額の内訳としては、主に人件費となるのか。



事務局 成果物の印刷製本費もあるが、殆どが人件費になると思われる。

**カ 苦情申し立てへの対応状況について**

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

**キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について**

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

**ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について**

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について報告を行った。

事務局 26年1月末までの審査状況は、25件の審査を行っている。専門員からの主な意見及び改善点は、記載のとおりで、審査の結果を反映して工事主管課で起工を行うこととなる。制度も浸透してきており、ミスも減少してきた。前回指摘したところが今回反映され、専門員から評価されることもしばしばとなってきた。制度が技術職員の育成に大きく貢献しているものと考えている。

A委員 専門員は、現在何人であたっているのか。

事務局 現在専門員は3人。それぞれ建築部門、土木部門、設備部門に分かれてお願いしている。

A委員 専門員の任期は、年単位となるのか。

事務局 契約は1年毎に行っている。こちらもなかなか人材が少なく、当初市川市が先行して実施していたことから、ご紹介をいただいた方々で、これまで変更なく同じ3人をお願いしている。

A委員 今後増員していく予定はないのか。

事務局 現在の専門員も高齢であるため、いずれ交代の時期が来るかと思うが、なかなか成り手がない。今のところ増員の予定はないが、今後委託業務に導入なども合わせて、検討していきたい。

A委員 契約金額の減額効果や技術的な改善効果が期待できるので、制度の充実を是非検討していただきたい。

**(4) その他**

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。それでは、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上